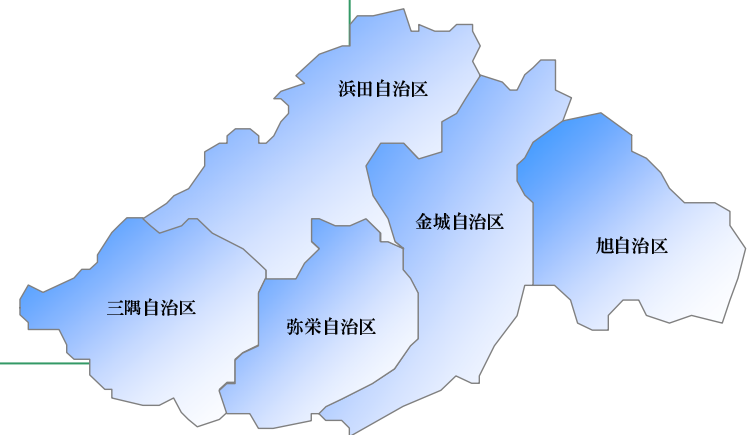


自治区制度公聴会

- 【次第】
- 1 開会
 - 2 浜田市長あいさつ
 - 3 説明（約30分）
 - 4 意見交換（約70分）
 - 5 閉会



【日時・会場】

旭自治区	第1回	平成26年7月1日（火）	午後7時～午後9時	旭センター
弥栄自治区	第2回	平成26年7月8日（火）	午後7時～午後9時	弥栄会館
三隅自治区	第3回	平成26年7月12日（土）	午後2時～午後4時	三隅中央会館
金城自治区	第4回	平成26年7月19日（土）	午後7時～午後9時	みどりかいかん
浜田自治区	第5回	平成26年7月22日（火）	午後7時～午後9時	石見公民館
	第6回	平成26年7月23日（水）	午後7時～午後9時	周布公民館
	第7回	平成26年8月1日（金）	午後7時～午後9時	浜田公民館
	第8回	平成26年8月8日（金）	午後7時～午後9時	国府公民館

主催 / 浜田市

今後の「自治区制度」について

次に示した「課題」は、これまでの検証における市民の声や市内部での検討内容等を要約したものです。

1 制度

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
住民と行政が密接な連携体制により、地域の個性を活かしたまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性を活かしたまちづくりが十分に進んでいない ・一体的なまちづくりが進んでいない <p>【参考】 全国 1,718 市町村のうち、自治区制度導入は 17 市町。このうち自治区長設置は浜田市と北見市の 2 市のみ。ほか 15 市町は地方自治法に基づき設置せず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり、5 自治区を設置する ・ただし、コスト削減策を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治区を廃止する ・引き続き、旧那賀郡は支所単位、旧浜田市は本庁で行政サービスを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・2～4 自治区に再編する <p>2 自治区案 →旧那賀郡と旧浜田市で設置</p> <p>3 自治区案 →金城・旭、弥栄・三隅、浜田で設置</p> <p>4 自治区案 →浜田以外で設置</p>

2 自治区長

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区事業の執行や政治的レベルの調整を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 副市長職であり、人件費が高額（全市で5人の副市長） 近年は全て支所長経験者で、今後、自治区長の人材が確保できるか 支所長との役割の違いが分かりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり、各自治区に自治区長（副市長職）を置く（5自治区の場合、5人の自治区長） 人材については、市全体の職員や民間人等から推薦・登用する 	<ul style="list-style-type: none"> 自治区長を廃止する 今後、自治区長の役割は支所長が担う 場合により、各自治区に非常勤の自治区長を置く 	<ul style="list-style-type: none"> 旧那賀郡自治区担当の自治区長（副市長職）を1人置く 現行どおり5自治区の場合、新自治区長が、旧那賀郡4自治区を担当する

3 地域協議会

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
市長の諮問に応じ、当該自治区に係る重要施策や自治区長の推薦について審議・答申する。	<ul style="list-style-type: none"> 報告事項が多く、協議事項は少ない 協議内容は自治区間で温度差がある 委員数に人口規模が考慮されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり、各自治区に地域協議会を置く ただし、委員数は人口規模に応じて見直す 	<ul style="list-style-type: none"> 地域協議会を廃止する 必要な協議事項があれば、今後、地区まちづくり推進委員会が代わって行う 	<ul style="list-style-type: none"> 旧那賀郡自治区に「那賀自治区連合地域協議会（仮称）」を置く 旧那賀郡自治区における協議事項は、この「那賀自治区連合地域協議会」（仮称）で協議する

4 自治区予算〔地域振興基金〕

目的	課題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区事業が実施できるように、各自治区に「地域振興基金」を設け予算を確保	<ul style="list-style-type: none"> 自治区の裁量で活用しているが、使途については「全市的にみてどうか」の意見もある 基金が無くなった後は、どのように自治区事業を行うのか 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり、各自治区の基金がなくなるまで自治区の裁量に任せる 	<ul style="list-style-type: none"> 10年を節目に基金を廃止する （基金残は、全市の事業で活用する） 	<ul style="list-style-type: none"> 10年を節目に基金残を一本化し、各自治区の共通課題の対策（中山間地域活性化等）に活用する

5 自治区予算〔投資的経費配分枠〕

目的	課題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区事業が実施できるように、各自治区に「投資的経費配分枠」により、予算を確保	<ul style="list-style-type: none"> 自治区裁量の予算のため、市全体予算が拡大傾向にある（今後、歳入減少が見込まれる中、全体予算の調整が困難） 自治区事業と全市事業との区別が分かりにくい 全体予算の制約があるため、財政見通しを踏まえた予算の抑制が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり、各自治区に投資的経費配分枠を設ける ただし、全市の予算管理ができるよう、ルールを見直す 	<ul style="list-style-type: none"> 自治区の投資的経費配分枠は廃止する 自治区で必要な事業は「まちづくり振興基金（ソフト事業等）」などを活用して行う 	<ul style="list-style-type: none"> 4自治区（金城・旭・弥栄・三隅自治区）全体の予算枠を設ける 4自治区の中で、予算配分を調整する

6 本庁・支所体制

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
自治区の事務所として本庁・各支所に職員を配置し、自治区事業が実施できる体制を整備	<ul style="list-style-type: none"> 支所3部門（20人）体制で、自治区事業、行政サービスをいかにして維持するか 職員削減の中で災害時に迅速な対応ができる体制をどのように確保するか 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁・各支所で自治区事業や行政サービスを引き続き行う 	<ul style="list-style-type: none"> 支所には総合窓口業務だけ残し、事業の企画・実施は本庁で行う 	<ul style="list-style-type: none"> 支所には総合窓口業務に加え、自治・産業振興、建設などの業務も行う

7 制度の設置期間

目 的	課 題	次期制度検討（案）		
		A 案	B 案	C 案
		<ul style="list-style-type: none"> 現行と同様「当面10年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 「当面2年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 市長・市議の在任期間を考慮して「当面4年間」とし、その後は必要に応じて見直しを行う

参 考 資 料

1 島根県内 8 市の自治区制度導入状況

No.	自治体名	①制度	②自治区長	③地域協議会	④自治区予算	⑤本庁・支所	⑥設置期間
1	浜田市	浜田那賀方式 自治区	5人	5地域協議会	有	本庁1 支所4	合併時から 当面10年間
2	松江市	無	— (副市長2人)	—	—	本庁1 支所8	—
3	出雲市	地方自治法 「地域自治区」	— (副市長2人)	7地域協議会	無	本庁1 支所6	(定めなし)
4	益田市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
5	大田市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
6	安来市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所2	—
7	江津市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 支所1	—
8	雲南市	無	— (副市長1人)	—	—	本庁1 総合センター6	—

2 人口等データ

(住民基本台帳より)

